

函 福 高  
平成29年6月29日

地域包括支援センター 各位  
居宅介護支援事業所 各位

函館市保健福祉部高齢福祉課  
課長 佐藤 進二  
函館市保健福祉部介護保険課  
課長 深草 涼子

介護予防ケアマネジメントおよび介護予防サービス計画作成の  
依頼に係る届出様式の統合について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新しい総合事業の実施に伴い、要支援者または事業対象者が、訪問型サービスまたは通所型サービスのみを利用する際に、『介護予防ケアマネジメント依頼届出書』を市へ提出していただいておりますが、いっぽうで、要支援者がこれらのサービスのほか、介護予防給付サービスを利用する際には、『介護予防サービス計画作成依頼届出書』を提出していただいております。各事業所や本市の担当課において、事務処理がやや煩雑になっているものと考えております。

このようなことから、本市においては、この2種類の様式を統合することとしますので、平成29年7月1日（土）以降は新しい様式をご使用くださいますようお願いいたします。

なお、既に現行の様式で届出書を作成している場合につきましては、従来どおり提出していただいても構いません。1か月程度の間は移行期間として、受理いたします。

記

1 統合する様式

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	}	介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント 依頼（変更）届出書
介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書		

2 補足

様式を統合したことにより、本市の介護予防ケアマネジメントマニュアルの38ページを、以下のとおり改正いたします。

○介護予防ケアマネジメントマニュアル P.38（改正後）

図3 利用者区分およびサービスの種類の変更に伴う届出の必要性

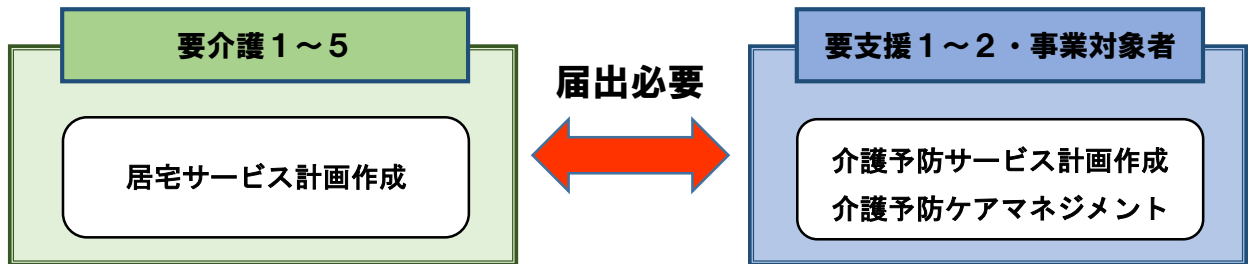


表14 利用者区分およびサービスの種類の変更に係る届出内容

	利用者区分	サービスの種類	担当ケアマネ	届出書の種類
①	事業対象者	事業→事業	包括→包括	<u>届出不要</u>
②	→要支援	事業→給付	包括→包括	
③	要支援	事業→事業	包括→包括	
④	→事業対象者	給付→事業	包括→包括	
⑤	要支援	事業→給付	包括→包括	
⑥	→要支援	給付→事業	包括→包括	
⑦	要支援・事業対象者	事業→給付	包括→居宅	居宅サービス計画作成依頼届出書
⑧	→要介護	給付→給付	包括→居宅	
⑨	要介護	給付→事業	居宅→包括	介護予防サービス計画作成・ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書
⑩	→要支援・事業対象者	給付→給付	居宅→包括	

〔 高齢福祉課介護予防・認知症担当 相澤・田畑 〕  
TEL : 21-3067 FAX : 26-5936